

## 就学学校指定変更許可基準

函館市教育委員会

理 由	摘 要	許可期間	添付書類
転居予定先の学校に通学するため	新築・改築等による転居が明らかで、通学上特に支障がない場合許可。	入居日まで	新住所・入居日等が確認できるもの
病弱等のため	身体虚弱または病気の治療・通院のため、指定校への通学が困難と認められた場合に許可。	卒業まで	医師の診断書等
遠距離通学のため	遠距離からの通学により、指定校への通学が困難と認められた場合に許可。 ※ 別紙 <通学学校変更可能地域>	卒業まで	なし
両親共働きのため	両親共働きの場合、預け先の校区の学校への就学を許可。 (父子母子家庭の場合も同様) ※平日3日以上、15時以降までの勤務	卒業まで	両親の在職証明書等および預け先の承諾書
校区外へ転居したため	校区外へ転居したが、通学上特に支障のない場合に許可。	卒業まで	なし
兄弟姉妹同一校通学のため	兄弟姉妹が就学希望校に在学し、通学上特に支障がない場合に許可。	卒業まで	なし
居所からの通学のため	住民票の住所と居住地が違う場合、居所の校区の学校への就学を許可。	卒業まで	居所を確認できるもの
その他教育的配慮によるもの	上記以外の理由によるもので、教育的配慮が必要と認められた場合に許可。	理由解消まで	特に必要とする書類

※なお、学校の事情により校区外からの通学許可を制限する場合があります。

<通学学校変更可能地域>

(小学校)

No.	学校	対象地域	事由
1	桔梗 ↓ 北美原	石川町 105,106,107,116,117,122,123,128,129,131, 132,134,136,137,139~150,154~ 156,158,159,162~164,276,450~586 石川稜北地区	遠距離通学
2	桔梗 ↓ 北斗市立浜分小学校	西桔梗町	教育事務委託
3	日吉が丘 ↓ 高丘	日吉町2丁目15番	協議有 (通学危険箇所)
4	北日吉 東山 ↓ 北日吉 東山 鍛神	東山町150~278番地 東山町20, 105~149番地	遠距離通学
5	鱒川 ↓ 高丘	鈴蘭丘町23~29	遠距離通学

(中学校)

No.	学校	対象地域	事由
1	本通 北 ↓ 本通 北	東山町105~149番地 東山町20, 150~278番地	遠距離通学
2	亀田(鍛神小校区) ↓ 本通	中道2丁目45~54, 神山1丁目1~22	協議有 (少人数)
3	旭岡(上湯川小校区) ↓ 戸倉	瀬戸川町121~124	遠距離通学
4	桔梗(桔梗小校区) ↓ 亀田, 赤川	石川町 105,106,107,116,117,122,123,128,129,131, 132,134,136,137,139~150,154~ 156,158,159,162~164,276,450~586 石川稜北地区	遠距離通学
5	青柳(あさひ小校区) ↓ 巴	千歳町1~5	遠距離通学
6	鱒川 ↓ 戸倉	鈴蘭丘町23~29	遠距離通学